障害者総合支援法
【重度訪問介護】
重要事項説明書

エフビー訪問介護こもろ

エフビー介護サービス株式会社

「重度訪問介護」重要事項説明書

☆当事業所が提供するサービスについての相談窓口
電　話　　０２６７－２６－０８０８（受付時間：月曜日～金曜日　9時～17時）
担　当　　三浦　祐美

1．事業所の概要

（1）事業所の名称、所在地等

事　業　所　名	エフビー介護サービス株式会社　　エフビー訪問介護こもろ
所　在　地	長野県小諸市御幸町一丁目 10 番 6 号
事　業　所　番　号	重度訪問介護２０１０８０００１５
通常の事業の実地区域※	小諸市、佐久市、御代田町、軽井沢町、東御市

※　上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）事業所の目的・運営方針

事業の目的	エフビー介護サービス（株）が開設するエフビー訪問介護こもろ（以下「事業所」という）が行う指定障害福祉サービス事業の重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、指定重度訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害者の保護者（以下「利用者等」という）の意志及び人格を尊重して、利用者等の立場にたった適切な重度訪問介護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	１、事業所は利用者等が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者等の身体、その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び食事等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護、その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。 ２、指定重度訪問介護の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定重度訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。 ３、指定重度訪問介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。 ４、前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という）及び「指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年長野県条例第 60 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（3）事業所の職員体制

職種	職務内容	人員等
管理者	管理者は、事業者の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	1名

サービス提供責任者	1、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した指定重度訪問介護を作成し、利用者等及びそのご家族にその内容を説明し、その計画書を交付します。 2、指定重度訪問介護の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行います。 3、利用の申し込みに係る調整や従業者に対する技術指導等を行います。	2名以上
従業者	1、指定重度訪問介護に基づきサービスを提供します。 2、サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	3名以上

（4）営業日、営業時間及びサービスの提供可能日と時間

営業日及び 営業時間	月曜日から金曜日までとする。 ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日・8月12日から8月15日までを除く。 8時30分から17時30分
サービス提供日 サービス提供時間	月曜日から日曜日までとする。 ０時から２４時

2．サービスの主たる対象者について

重度訪問介護	身体障害者・障害児（身体に障害のある児童のみ）

3．提供するサービス内容と料金及び利用者負担額について

（1）提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
重度訪問介護計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた重度訪問介護計画を作成し、必要に応じて見直しを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
その他生活等に関する相談や助言をいたします。	

（2）従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

① 医療行為

② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④ 利用者の同居家族に対するサービス
利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等。

⑤ 利用書の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）

⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行動
（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く）

⑦　利用者又は家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

（3）サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分を事業者にお支払いただきます。

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額上限
重度訪問介護	１時間未満	1,860 円	**186 円**
	１時間以上１時間 30 分未満	2,770 円	**277 円**
	１時間 30 分以上２時間未満	3,690 円	**369 円**
	２時間以上２時間 30 分未満	4,610 円	**461 円**
	２時間 30 分以上３時間未満	5,530 円	**553 円**
	３時間以上３時間 30 分未満	6,440 円	**644 円**
	３時間 30 分以上４時間未満	7,360 円	**736 円**
	４時間以上８時間未満	8,210 円に 30 分増すごとに 850 円加算	**821 円に 30 分増すごとに 85 円加算**
	８時間以上 12 時間未満	15,050 円に 30 分増すごとに 850 円加算	**1,505 円に 30 分増すごとに 85 円加算**
	12 時間以上 16 時間未満	21,840 円に 30 分増すごとに 810 円加算	**2,184 円に 30 分増すごとに 81 円加算**
	16 時間以上 20 時間未満	28,340 円に 30 分増すごとに 860 円加算	**2,834 円に 30 分増すごとに 86 円加算**

◆新規に計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回のサービスを行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内　　容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000 円	**200 円**	１月あたり

◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内　　容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500 円	**150 円**	１月あたり

◆計画等に位置付けられていないサービスを利用者又はその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。

内　　容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算	1,000 円	**100 円**	１回につき （1 月 2 回まで）

◆行動援護の利用者が重度訪問介護に移行する月に重度訪問介護事業所と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に加算されます。

内　　容	サービス	利用料	利用者負担額	
行動障害支援指導連携加算	重度訪問介護	5,840 円	**584 円**	移行する月に １回まで
	行動援護	2,730 円	**273 円**	

◆重度訪問介護の利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合に、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位変換その他の必要な支援を緊急で行った場合に加算されます。

内　　容	利用料	利用者負担額	
移動介護緊急時支援加算	2,400 円	240 円	1 日につき

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	6 時～8 時	18 時～22 時	22 時～6 時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

◆特別地域加算（中山間地等に居住する対象者のみ）

特別地域加算対象者	基本利用単位数の１５％

◆福祉・介護職員処遇改善加算

介護職員の処遇を改善するために、賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位に３４．３％を乗じた金額
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位に３２．８％を乗じた金額
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位に２７．３％を乗じた金額
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位に２１．９％を乗じた金額

◆特定事業所加算（Ⅱ）

サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。

特定事業所加算（Ⅰ）	所定単位に２０％を乗じた金額
特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位に１０％を乗じた金額
特定事業所加算（Ⅲ）	所定単位に１０％を乗じた金額
特定事業所加算（Ⅳ）	所定単位に５％を乗じた金額

◆交通費

通常の事業の実地地域にお住いの方は無料です。

それ以外の地域の方は訪問介護員が訪問するための交通費の実費が必要です。（１キロ　　５０円）

◆キャンセル料

急なキャンセルの場合は下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。ただし、連絡することが困難な場合等、やむを得ない場合はこの限りではありません。

ご利用時間までにご連絡いただいた場合	無　　料
ご利用時間までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 50%

◆その他

1）お客様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

2）料金のお支払方法

毎月１５日までに前月の請求をいたしますので、月末までにお支払ください。

お支払いただきますと領収書を発行します。

お支払方法は、原則口座引落しとします。現金集金をご希望の方はご相談下さい。

４．サービスの提供にあたっての留意事項

（１）市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業所にお知らせください。

（２）重度訪問介護計画の変更等

重度訪問介護計画は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業者の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等必要な調整をいたします。

５．虐待の防止について

（１）事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　　三浦　祐美

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

⑥ 虐待の防止のための指針を整備します。

⑦ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

（２）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとします。

６．秘密の保持と個人情報の保護について

事業所及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

７．当事業所の訪問介護サービスの特徴

サービス利用のために

事　　項	有　無	備　　考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望する方はお申し出ください 可能な限り対応させていただきます
従業員への研修の実施	○	月１回内部研修を実施しています

８．緊急時の対応方法

（1）サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主 治 医	医療機関名／主治医		
	連　絡　先		
ご 家 族	氏 名・続 柄		
	連　絡　先		

（2）ご本人、ご家族からの緊急の連絡を24時間体制で受けられるようにしています。

【緊急連絡先】月曜日～金曜日　　9時～17時　　０２６７－２６－０８０８

・サービス提供責任者が対応します。

９．事故発生時の対応方法について

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住いの市町村、ご家族、障害福祉サービス事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

万一の事故に備え損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損保	
保険名称	介護保険・社会福祉事業者総合保険	
保険内容	対人賠償	5,000万
	対物賠償	500万
	管理財物	100万
	使用不能	3,000万
	人格権侵害	500万
	見舞金	0.3万～5万（治療・入院等による）
	事故対応費用	500万
	経済的損害	100万

10. サービス内容に関する相談・苦情

（1）事業所ご利用お客様相談・苦情担当

電　　話　　０２６７－２６－０８０８

担　　当　　管理者

受 付 時 間　　月～金曜日　9時～17時

（2）当社以外に、市町村などの相談・苦情窓口に苦情を訴えることができます。

①　市町村　小諸市　　（厚生課福祉係）　　０２６７－２２－１７００

佐久市　　（福祉課　療育支援係）　　０２６７－６２－３１４７

御代田町　　（保健福祉課福祉係）　　０２６７－３２－６５２２

軽井沢町　　（保健福祉部福祉係）　　０２６７－４４－３３３３
東御市　　（福祉課福祉援護係）　　０２６８－６４－８８８８
② 社会福祉法人長野県社会福祉協議会（第三者委員会）　　０２６－２２８－４２４４

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有　・　(無)
実施した直近の年月日	年　　月　　日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	有　・　(無)

12. 当社の概要

名　　称　　エフビー介護サービス株式会社
代表者役職・氏名　　代表取締役　　柳澤　美穂
本社所在地　　長野県佐久市長土呂１５９番地２
電話番号　　０２６７－８８－８１８８

13. 実習生の受入れについてのお願い

介護福祉士、介護職員初任者研修等資格取得のために実習生が同行訪問をお願いすることがありますのでご協力をお願い致します。

この重要事項説明書の説明年月日　　年　　月　　日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事　業　者　　法　　人　　エフビー介護サービス株式会社　㊞
法人所在地　　長野県佐久市長土呂 159 番地 2
法人代表者　　代表取締役　柳澤　美穂

私は、契約書及び本書面により事業所から訪問介護についての重要事項の交付及び説明を受け、内容について承諾しました。

利　用　者　　住　　所

氏　　名　　㊞

代　理　人　　住　　所

氏　　名　　㊞

連帯保証人　　住　　所

氏　　名　　㊞